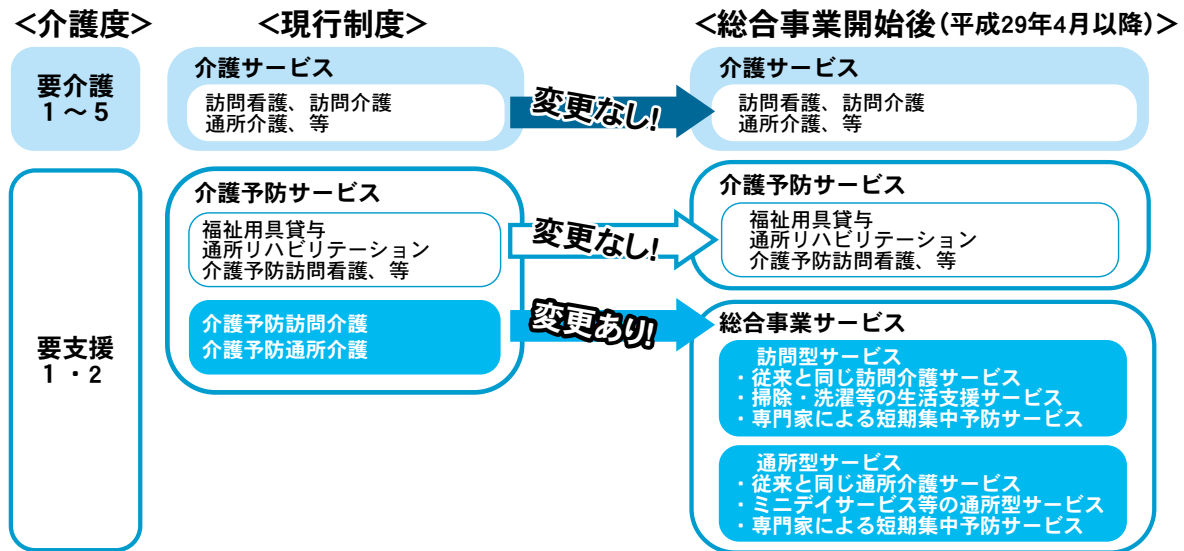


## 介護予防・日常生活支援総合事業への移行 ■ 問合せ=いきいき高齢課 ☎(20)3021

介護保険制度の改正により、4月から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が始まります。

総合事業は、要支援者に対する「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」のサービスが「総合事業」のサービスに移行します。また、要介護認定を受けなくても基本チェックリストにより総合事業対象者になることができ、速やかに総合事業のサービスを受けることが可能となります。それ以外の「福祉用具貸与」「通所リハビリテーション」「介護予防訪問看護」などは、現行制度のままとなります。詳細は、お問い合わせください。

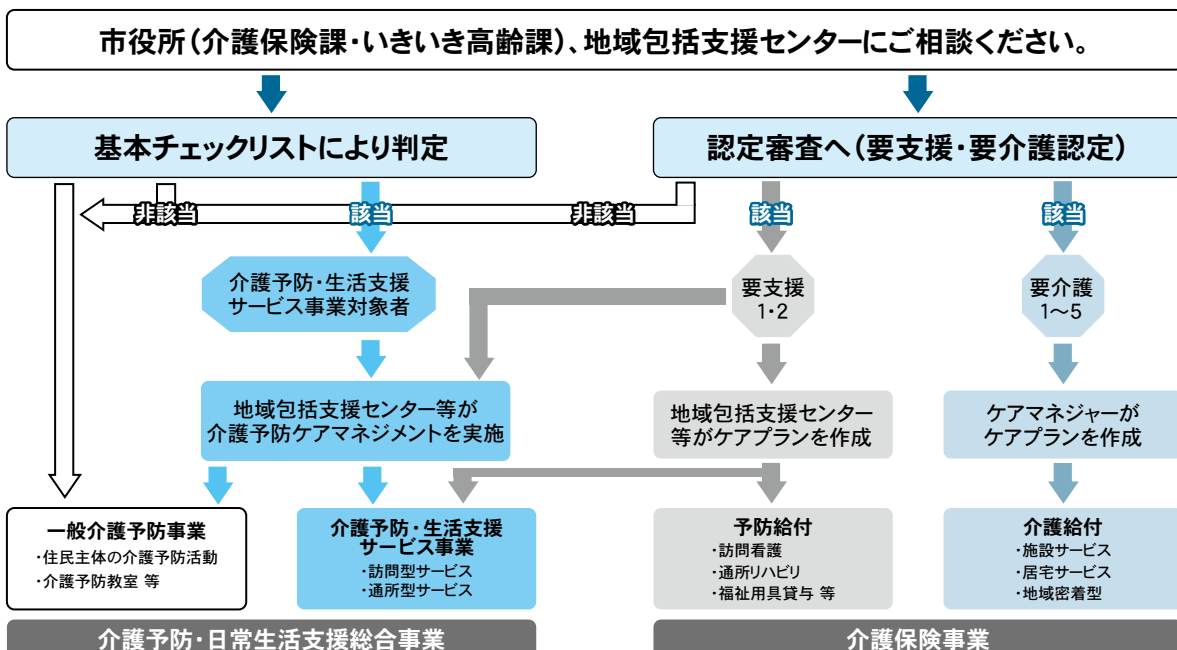
### 介護予防・日常生活支援総合事業への移行



※総合事業のサービスは、要支援1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問）で事業の対象者と判定された方が利用できます。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の利用方法

総合事業は総合事業対象者が利用できる介護予防・生活支援サービス事業と65歳以上のすべての方が利用できる一般介護予防事業の2つで構成されており、一人ひとりの生活に合わせた介護予防と生活支援サービスの提供を行い、高齢者の自立を支援します。



## 介護保険制度のご案内 ■問合せ＝介護保険課 ☎(20)3022

在宅で介護サービスが必要なときや介護施設に入所したいとき、介護保険を利用するには「介護認定」の手続きが必要です。

### 介護認定の流れ

①介護認定の申請	介護保険課(1階)、田沼・葛生の各行政センターで受け付けます。 65歳以上の方は介護保険被保険者証(ピンク色)、40歳以上65歳未満の方は医療保険被保険者証をお持ちください。 ※体の状態や希望するサービスにより、総合事業(12ページ)の対象となります。
②要介護・要支援の認定	申請受付後、調査員による訪問調査を行い、主治医が作成する意見書と合わせて介護認定審査会で判定を行います。
③認定結果の通知	認定結果通知書と介護保険被保険者証をお送りします。認定は「要介護1～5」「要支援1・2」「非該当」に区分されます。認定に応じて、利用できるサービスが異なりますので、ご注意ください。

### サービスの利用

在宅で介護サービスを利用したい場合は、要介護1～5の方はケアマネジャーに、要支援1・2の方は地域包括支援センターにご相談ください。※施設入所を希望の方は、施設へお問い合わせください。

### 地域密着型サービスをご存じですか？

地域密着型サービスとは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。現在、市内で提供されているサービスは以下のとおりです。

地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護(認知デイ) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)  
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特養)

### 介護保険料をきちんと納めましょう

介護保険料は介護保険制度の貴重な財源ですので、納期限までにきちんと納めましょう。

介護保険料は年金天引き(特別徴収)が原則ですが、本年度65歳になった方や年金支給額(年額)が18万円未満の方、あるいは天引きが一時期止まってしまった場合などは、納付書による納付(普通徴収)となります。ご自宅に納付通知書が届きましたら、忘れずに納付しましょう。

○保険料を納めないでいると… 特別な事情がなく保険料を滞納していると、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割に引き上げられる措置がとられます。

保険料は必ず納めてください。納付が困難な方は、お早めにご相談ください。

○正しい介護保険料の算定をするために…

所得の申告が必要です。収入がない方やまたは課税対象とならない遺族年金・障害年金だけの方も所得の申告が必要です。

### 介護予防事業の受託者募集

高齢者を対象とした介護予防事業における平成29年度の一般介護予防事業または短期集中予防サービス事業の受託者を募集します。※詳しくは、いきいき高齢課(1階)で配布する募集要項をご確認ください。

▶ **申込**＝受託申込書に必要事項を記入のうえ、3月14日(火)までに、直接いきいき高齢課へ。

※選考により決定します。■ **申込**＝同課 ☎(20)3021

